

第93回北但行政事務組合議会（臨時会）会議録（第1日）

平成27年5月26日（火）第93回北但行政事務組合議会（臨時会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時

会議に出席した議員（15名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	西村	銀三	4番	新温泉町	高橋	邦夫
5番	豊岡市	浅田	徹	6番	豊岡市	井垣	文博
7番	豊岡市	井上	正治	8番	豊岡市	上田	伴子
9番	香美町	森	利秋	10番	新温泉町	中井	次郎
11番	豊岡市	前野	文孝	12番	豊岡市	竹中	理
13番	豊岡市	椿野	仁司	14番	豊岡市	西田	真
16番	豊岡市	木谷	敏勝				

会議に出席しなかった議員（1名）

15番 豊岡市 古池 信幸

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也
書 記 太田垣 健 二
書 記 平 澤 剛 太

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
代 表 監 査 委 員	多 根 徹
事 務 局 長	谷 敏 明
総 務 課 長	河 本 嘉 一
施 設 整 備 課 長	澤 田 秀 夫
施 設 整 備 課 長 補 佐	榎 本 啓 一
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 正 行

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 第6号議案 北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について
(上程・説明・質疑・討論・表決)

議事順序

1. 議長あいさつ
2. 開会宣言
3. 管理者あいさつ
4. 開 議
5. 議席の指定
6. 会議録署名議員の指名
7. 会期の決定
8. 諸般の報告
9. 第6号議案上程
説明、質疑、討論、表決
10. 閉会宣言
11. 議長あいさつ
12. 管理者あいさつ

[議長開会挨拶]

○議長（木谷敏勝） おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

山の緑も日増しに輝きを増し、爽やかな初夏の訪れを感じる季節を迎えました。

議員各位にはご健勝にてご参集を賜り、本日ここに第93回北但行政事務組合議会臨時会を開会する運びとなりましたことは、組合発展のためまことにご同慶にたえないところであります。

さて、今期臨時会に付議されます案件は、事件決議1件についてであります。議員各位には何とぞ慎重にご審議の上、適切な結論が得られますよう心からお願いいたしますとともに、円滑な議事運営に格別のご協力をお願い申し上げ、まことに簡単粗辞ではございますが開会のご挨拶といたします。

開会 午前10時01分

○議長（木谷敏勝） ただいまの出席議員数は15名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第93回北但行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

開議に先立ち、管理者より挨拶があります。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

爽やかな風がそよぐ好季節となりました。

本日、第93回北但行政事務組合臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご参集を賜りまことにありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し深く敬意を表します。

また、過日開催されました香美町議会臨時会において本組合議会議員に新たに選出されました議員各位には、どうか組合発展のため今後格別のご尽力、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会に私から提案いたします案件は、事件決議1件であります。よろしくご審議いただき、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、さきの定例会以降の北但ごみ処理施設整備事業の状況についてご報告申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

現在、施設建設工事はごみピットのコンクリート打設、鉄骨の組み立て、プラント設備の設置を行っており、4月末での進捗状況では計画16.7%に対し16.0%の実績となっております。

また、かねてから計画しておりました施設建設工事の現場見学会についてです。

本年度3回の開催を予定しています見学会の第1回目を去る5月10日に開催したところ、住民61

名の皆さんの参加があり、事業に対するご理解を深めていただくことができました。今後とも広く理解を求め、鋭意事業推進に努めますことをご報告申し上げ、開会のご挨拶といたします。

○議長（木谷敏勝） 管理者の挨拶は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（木谷敏勝） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび香美町議会より選出された3名の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1番、橘秀太郎議員、2番、谷口眞治議員、9番、森利秋議員、以上のとおり議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（木谷敏勝） 次は日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、高橋邦夫議員、中井次郎議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（木谷敏勝） 次は日程第3、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

13番椿野仁司議員。

○議会運営委員会委員長（椿野仁司） 13番、椿野。おはようございます。

今期臨時会の議会運営について、ご報告をいたします。

会期につきましては、本日1日間といたします。

次に日程についてですが、諸般の報告の後、当局提出の第6号議案を上程し、管理者の提案説明並びに事務局長による説明を受け、質疑、討論、表決を行い、今期臨時会を閉会することといたします。

以上、報告のとおり、今期臨時会の議事運営についてよろしくご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（木谷敏勝） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（木谷敏勝） 日程第4、諸般の報告を行います。

本日の会議に欠席届のありましたのは、古池信幸議員であります。

以上で諸般の報告は終わります。

日程第5 第6号議案（北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について）

○議長（木谷敏勝） 次は日程第5、第6号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） ただいま議題となりました第6号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結についてご説明いたします。

進入道路・敷地造成工事の残土処理への対応として、敷地地盤高を約1.4メートル高くいたしました。そのため、平成27年度当初予算において施設建設工事に係ります1億5,097万円の新たな予算措置と、平成28年度までを期間とした限度額3,221万3,000円の債務負担行為の設定を第92回定例会にて議決いただいたところです。

本案は、議決いただいた予算に基づいた施設建設工事に係る変更契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案の詳細につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木谷敏勝） 続いて、第6号議案について詳細説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書1ページをごらんください。第6号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結についてご説明いたします。

本案は、平成25年10月10日、第87回組合議会で議決いただきました北但ごみ処理施設整備・運営事業施設建設工事の工事請負変更契約を締結しようとするものです。

契約の目的は、北但ごみ処理施設整備・運営事業施設建設工事です。契約の方法は変更分随意契約で、去る5月14日に工事請負変更仮契約を行ったところです。次に、契約の金額は94億6,776万1円です。前契約金額92億8,200万1円に対して1億8,576万円の増額です。契約の相手方は、現在請負契約を締結しているタクマ・株本・川見・西山特定建設工事共同企業体です。

なお、工期限は3月31日をもって平成28年7月31日に変更しています。

次に、工事の変更概要について説明します。2ページをごらんください。

変更概要図につきましては、下段の凡例にありますようにくいと直接基礎が変更となった範囲を赤の斜線で、また土留工が追加となった範囲を赤の実線でそれぞれ記載しており、右側には変更に関する説明資料として構造図及び断面図を記載しております。

進入道路・敷地造成工事において約3万5,000立方メートルの残土を場内処分したことにより、敷地造成高が当初計画より約1.4メートル高くなりました。

概要図右上にくい基礎部の構造をお示ししていますが、1.4メートル高くなり、クリーンセンターとリサイクルセンターのくい長を1メートル長くし、また基礎の高さを0.2メートルから0.4メートル

ル高くする必要が生じました。くい長を長くしました本数は228本、基礎を高くしました箇所は173カ所です。

次に、直接基礎部につきましては、基礎底から支持層まで打設する無筋コンクリートをラップルコンクリートとありますが、そのラップルコンクリートを1.4メートル高くする必要が生じました。ラップルコンクリートを高くしました箇所は28カ所ですが、その中には直接基礎のかさ上げ2カ所も含まれます。

敷地造成高が1.4メートル高くなったことによる設計変更に伴い工事着手が2カ月おくれ、ごみピットの掘削工事などの工程が冬場にずれ込むことで合わせて4カ月以上のおくれが見込まれ、平成28年4月からのごみ全量受け入れが不可能になることから、4月から全量受け入れが可能となるよう、概要図右下にお示ししていますが、クリーンセンターとリサイクルセンターを同時施工し、工期を短縮することができる土留工を追加設置しました。土留工を追加した延長は147メートルです。

また、4月1日からのごみ全量受け入れにつきましては、クリーンセンターの試運転期間は5カ月間あるため全量受け入れは可能となり、変更は生じません。しかし、リサイクルセンターの試運転期間は3カ月間、うち負荷運転期間は1カ月間としており、ごみ全量受け入れが平成28年4月から施設が完成する7月までの4カ月間負荷運転期間が必要になることから、不足する3カ月間分の負荷運転期間が追加となります。

以上のとおり、くい及び基礎の変更、土留工の変更、リサイクルセンターの負荷運転3カ月間の費用を平成27年度施工分で1億5,097万円、平成28年度施工分で3,479万円、合わせて1億8,576万円を増額するものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 以上で上程議案に対する説明は終わりました。

これより第6号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、質疑をさせていただきます。

増減理由の説明資料ということで、このA3の図面等をつけていただいております。これに基づいて質疑の通告を行いました。それに従って質疑をしたいと思います。

まず、総論的でありますけども、そもそも今回の増額契約というのは今回のこの契約でありますDBO契約、この範囲内で行われるものではないかなということ。さらに、この契約額を増額する追加理由。こういったことが本当にあるのかなという点、こういった点を中心に質疑を行いたいと思います。そういうことで、3点上げております。

まず、工期おくれによります試運転期間なしの稼働追加費用ということでありますけども、この試運転費用というのはもともとの契約に計上されていたのではないのかなということが1点、その点についてお尋ねしたい。

それから、2つ目でありますけども、残土処分3万5,000立米のこの処分であります。この1.4メ

一トールかさ上げというふうなことでありますけれども、これは場外搬出よりも費用が安く済むという判断でされたはずであります。そういったところで、この1.4メートルかさ上げのこの建設の追加工事というふうなことが少し理解できないなという点であります。そういった点について、一応お答えいただきたいと思います。

それから、3点目でありますけれども、山留工というふうなことでありますけれども、先ほどの説明ではクリーンセンターとリサイクルセンターを同時施工するので工期短縮を図る目的というふうなことで山留工を設置するということでもありますけれども、改めてその点について説明していただきたいと思います。そもそもこの山留工というこの工法そのものは、むしろどっちかという山の地すべり等を阻止するそういった工事ではないかなというふうに私自身思っておるんですが、そういうことであるのかないのかも含めてお願いしたいと思います。

それから、この山留工ももともと地盤がいわゆる悪いという中でありますので、もとの契約に含まれていないかなという点であります。

以上、3点であります。

もう1点はちょっと追加として、通告はしていませんが、それぞれのこの追加費用と積算根拠。先ほどもこの全体額についての説明はありましたけれども、再度それぞれの追加費用と積算根拠を示していただきたいと思います。

第1回目、以上です。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうから答弁させていただきますのは、DBOで契約してるんだから変更は生じないのではないかというお話と、試運転期間がそもそもDBOの中で見込まれていたのではないかというご質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、DBOの契約の範囲ですけれども、組合とタクマ・株本・川見・西山特定建設工事共同企業体との間に締結しております建設工事請負契約書の第24条におきまして請負代金の変更方法等に関して定められておまして、「要求水準書等で発注者がなした指示、要求水準を変更する場合には、その変更起因して受注者に発生する増加費用及び損害については、発注者が負担するものとする」というふうに規定をいたしております。したがって、今回の変更につきましては、要求水準書に示しました敷地造成高を契約締結後において発注者側の理由により1.4メートル高くしたものであり、それに起因して新たに発生しましたくい及び基礎、土留工の追加、リサイクルセンターの3カ月分の試運転に必要な費用について発注者が負担するというところでございます。

あと、リサイクルセンター3カ月分の負荷運転分を見てるけれども、もともと契約に含まれていないのではないかということでお尋ねいただきましたけれども、先ほど提案説明でも申し上げましたように、リサイクルセンターの試運転期間というのは当初契約の中で3カ月間ということで、全体を3カ月間見ておりました。リサイクルセンターは28年の2月に受電をいたしまして、試運転の中には単体機器の調整でありますとかごみを入れなくて無負荷の運転、空運転をして機器調整を行って、

その後にごみを投入して負荷運転をするというふうなことをやるわけですが、その当初計画の中ではその負荷運転を1カ月間見ていたということでございます。

したがって、4月分については工期のずれからその当初見ておりました1カ月分の負荷運転費に充当できるわけですが、5、6、7の3カ月分については契約に入っておりませんので、その部分を新たに必要というふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、1.4メートルかさ上げと今回の追加費用についてのご説明をさせていただきます。

進入道路・敷地造成工事において約3万5,000立方メートルの残土を処分するために、敷地を1.4メートル高くしたことで670万円を既に精算しております。施設建設工事においては、変更概要図で説明いたしました3つの項目で1億8,576万円の費用がかかります。しかし、この1億8,576万円の中には28年4月から7月までの4カ月間の運営費分といたしまして27年2月の第92回定例会でお認めいただきました48年度の運営費4カ月分としての債務負担額1億4,035万円に消費税を加えた1億4,737万円に相当する額が見込まれています。これを相殺しますと実質の増額は3,839万円となるため、第92回定例会でご説明しました場外処分の費用1億5,880万円と比較しますと場内処分したほうが有利であると言えます。

次に、山留工についてのご質問がありました。

まず、山留工とは、地盤を掘削したとき掘削面が崩壊しないように鋼矢板、親ぐい横矢板、アースアンカー等の支持材を用いた仮設的な工法です。

議案書の資料右下、山留工変更に関する説明資料をごらんください。

変更前のごみピットの掘削深が16メートル程度となることから、土留工と開削工の併用でごみピットの掘削を行う予定としておりました。

開削工は掘削のり面の安定を図るため勾配をつける必要があるため掘削面積が広くなり、作業スペースに制限がついてきます。敷地造成高が1.4メートル上がり工事着手が2カ月おくれたため、変更後は山留工を追加設置することで掘削面積が最小となり作業スペースが確保できるため、クリーンセンターとリサイクルセンターを同時施工することが可能となり、工期の短縮を行うことができます。

山留工は掘削面の崩壊を防ぎ施工の安全を確保するとともに、掘削面積を最小限とすることで工期短縮を図る目的で設置するものであり、当初から軟弱地盤対策として設置するものではなく、ごみピット回りなど掘削が深くなり、作業スペース等を考慮し、設置を予定いたしておりました。

次に、追加費用の項目について金額のご質問がありましたので、ご説明いたします。

まず、くい長に係る金額といたしまして、約3,769万円が増額になりました。次に、基礎構造の変更に伴う額といたしまして約1,184万円。それから山留工に係る額といたしまして山留工だけで1億1,245万円。それと、それに伴って一部基礎構造の変更も出てきますので、山留工全体といたしましては1億1,821万円の増額となります。それと、3カ月の試運転に要する費用といたしましては、人

件費と維持管理費を含めた固定料金等変動料金より算出しておりまして、約1,802万円の増額となります。これらを合わせました額が1億8,576万円の増額という内訳となっております。以上です。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 費用関係で、ちょっと私が資料請求いただきました金額と少し違っておるなということで、たしか私の手元にいただいております資料では1.4メートルかさ上げ費用については今回変更工事の対象外のために負担はなし。それから、山留工の追加については変更前と変更後の追加分で147メートルで1億1,245万2,840円。それから工期おくれによる試運転なしのこの稼働追加費用、これが固定料金1,607万7,690円と変動料金が193万9,140円、合わせまして1,801万6,830円。こういう資料をいただいておりますけども、今説明いただきましたこの金額と少し違うから少しその辺がどうかかなと思って、それがちょっと1点再度確認をお願いしたいと思います。

それと、山留工というこの工法であります、これが期間短縮になる。そのためにとりあえず仮設工という先ほど説明がありましたけども、こういったことで期間短縮というふうなことでですけども、これは本当にそういうことかな。私はてっきりこの山留工とありますので、これはやはり今この敷地自体が軟弱地盤でありますので、これの対策のための工事かなというふうに思ったんですけど、じゃこれでどれくらい期間短縮が望めるのか、その点についてお聞かせください。

それから、ちょっと全体のあれになると思うんですが、これ1.4メートルかさ上げに伴う工事。さらに山留工という工事があるんですけども、これがいわゆる今回契約でされておりまして、多分通常この契約が締結してから現場では着工というふうなことになると思うんですけども、実際今現場的にはこの辺どうなんでしょう、いわゆる事前の執行がされているのではないかな。現場は既に1.4メートルかさ上げがされておりまして、そういう中でそういった事前の着工ということがなされているのではないかなという私自身ちょっと疑問が湧いておりますので、その点についてお答えをお願いしたいというふうに思います。

それから、ちょっとまた前に戻りますが、いわゆる試運転期間の関係です。契約では無負荷の運転を一応1カ月分というふうなことでしておるということ。だから今回、新たに3カ月追加になるからという説明でありますけども、そもそも本格稼働をやって4月からやるわけでありますから、当然それまでに大丈夫かどうかも含めてその辺の運転は当然された上で実際この本格稼働ということになれば、これまでもちょっと指摘してきましたけども、安全運転やいろんな問題がクリアできないのではないかなということでもありますけども、だからこの辺の、もう4月1日以降当然本格稼働ですので、負荷運転が当然なされるべきですけども、これには追加費用がかかるということ自体がちょっと私まだ十分理解できておりませんので、再度その辺の説明を求めます。以上。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 先ほどの増嵩の金額ですけども、私は先ほど万単位でご説明したんですけども、もう一度そしたら詳細に円単位まででご説明させていただきます。

まず、くいの増額分につきましては3,769万3,080円、基礎工事の変更に伴います増額は1,183万

7,880円、それから山留工法の変更が1億1,245万2,840円、それと山どめの変更に伴う一部附帯の増加が伴いますので、その金額が575万9,370円、それとリサイクルセンターの3カ月間の運転費が1,801万6,830円、合計しますと1億8,576万円というふうになります。

○議長（木谷敏勝） 谷局長。

○事務局長（谷 敏明） 質問の順番が前後するかもわかりませんが、まず試運転期間の関係のお尋ねの部分ですけれども、リサイクルセンターに限ってお答えをしますけれども、先ほどにも説明させていただきましたように要求水準書では90日間で今の無負荷運転、単体の機器調整、そして負荷運転、そして性能試験、性能試験引き渡しの確認というふうな業務が試運転期間の中に含まれているということで、その1カ月間が負荷運転を見ますので、その工期がずれたことによって4月末までが負荷運転1カ月間が見込まれますので、その残った7月末までの3カ月間を今回の変更の対象としたということでございますので、実質負荷運転は4カ月間でやって、今回の変更対象は3カ月間ということです。

それと、どうも本格稼働ということと試運転というところ辺を整理したいと思うんですけども、まず本格的に引き渡しを受けて稼働するのは8月1日からということでございますので、それまでは試運転期間の延長上でやっていくということでございます。最終的には、7月中にそういう性能、引き渡し等の試験をやっていただいて、確認をして引き渡しを受けるというふうなことでございます。

それと山留工ですけれども、先ほどの変更概要図にもお示しをしておりますように、当初はクリーンセンターを先行して行って、掘削した残土をリサイクルセンター側に仮置きをしまして埋め戻していくという工程で組んでいた。ところが、工期を4月1日に間に合わせるために同時並行するというふうなことでございますので、リサイクルセンター側に山留工を設置をして作業スペースを確保して土自体を別のヤードのほうに仮置きをして、同時並行してやるというふうなことでございます。約1カ月間の短縮だったというふうに記憶をしております。

○議長（木谷敏勝） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 変更する前に事前着工をしているのではないかなというようなご質問がありましたけれども、今回の施工にあわせましてまずくい基礎工事におきましてくいを打設しておりますので、当然1メートル長い分で施工のほうはしております。それから、くいの高さを増すのもそれに伴って工事着工しております。あと、土留工についても既に現地で親ぐいを打設し土留工を行っておりますけれども、工期の中で工事の終盤になる工種を施工保留いたしまして、今までの現契約の92億4,800万円の中で工事のほうは進めております。以上です。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員、3回目となります。

○谷口眞治議員 事前着手というふうなことでは、先ほど基礎工と土留工、これについては手をつけてるというふうなお話でありました。ということになれば、これは少し大問題ではないかなというふうに思います。

機会はこれまでたしか2月の定例会後も必要であれば臨時会を開いて議会に相談するというふう

なお話もあったわけですが、そういったことになればきょうのこの審議の全体そのものが、少しこれは問題として指摘をせざるを得ないなというように思いますので、これはどうなのか。管理者、その辺についてちょっとご説明ください。

○議長（木谷敏勝） 谷局長。

○事務局長（谷 敏明） さきの議会の中でも、予算を上程させていただく前にもこういう工事が必要になるというふうなことで申し上げて、その契約に至るまでには待つて工事を進めるということには相当な時間がかかるために、今、一部工事の内容を施工保留をしてやっていくんだということもご説明していたというふうに思っております。仮にこの議決をいただいて、それをまずありきで工事を進めるということになりますと、相当の期間が必要になって28年4月1日のごみ全量の受け入れが困難であるということから、こういうふうな措置をさせていただいたというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 次に、発言通告のありました10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 それでは、ちょっとお尋ねいたします。

今、2番議員に対していろいろとお答えがあったわけですが、もう既に現場で着工してる、今の予算の範囲内でやってる、こういうお話。それでこれは一体どういうことかなと。工事がおくれるからとかそういうお話ですが、私も山留工というのは初めて聞いた工事の内容だと。当然、ごみピットやらあそこら辺にコンクリートを打ったりするのは、これはこれで当たり前なことだと思うんですけど、こういう説明を受けたのは初めてだった。一体、現予算でできるから、いやいや、追加の工事もう既に着工してますよと。急ぐ気持ちはよくわかるわけですが、こういうやり方はどうなのか。議会のほうにも何のそういったことについてのきちとした説明もなく、現場のほうや当局のほうで裁量権でやられる。そういうことなんでしょうか。それをちょっとぜひ答えていただきたいと思うんです。

工期短縮が1カ月といいますけども、当初その工期についてはやはり7月ないし8月からという話がありましたけど、工期が短縮するというのはおめでたい話なんですけども、本日そういう話も初めてお聞きをしたとこで、そういったことについても説明をきちとしていただきたいと思います。いわゆる現場の機械の簡単に言えば居場所が確保できるんで、それで同時着工できるんだという話なんでしょうか。わかりやすいちょっと説明をしていただきたいと思います。

山留工といえば、結局山が動く可能性があって、当然そういうそれをとめるんだと。土どめと山どめとどこが違うのかよく私かて理解できないんですけども、ちょっとそこら辺のところを教えてくださいたいと思います。

それから、2番目に積み上げた残土の問題をちょっと問うてるわけですが、先ほど事務局長は損害は発注者が負担するのがこれは当たり前だと。損害という考え方ができるんでしょうか、この内容で。要は当局のほうで、それだったらそういった地盤であるかどうかもわからなかったと。自然にそういった土がずれて、それによって結局はこういう問題がそもそも発生してきたんだと。だから当局のほうで持って当たり前なんだという考えででしょうか。それにしては結構な金額だと思

うんですけども、そうするとこれまでから何回か管理者ともやりとりをさせていただきましたけども、本当に現場の管理なりそれなりは一体どういうものなのかなということにまた戻ってくる話でして、損害というようなことについてこの言葉を含めて大変な金額の追加があるわけですから、内容的にどういうお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

それから、リサイクルセンターの負荷運転期間ですけども、無負荷運転期間というのも言葉として出たわけですけども、実際内容的にこれ必要なんでしょうか。クリーンセンターのときにもちょっと議論があったように思うんですけども、特別そういうもんが何か会社側が、タクマが当初から計画してるからそれをやるんだという程度にしか見えない。法律的にも、実際のところをいってこれの根拠は何なのか、実際に。どういう法律の根拠に基づいてこのリサイクルセンターの負荷運転というのが規定されているんでしょうか。そこから答えてください。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、変更契約もしないで変更内容の工事をしたというふうなことをお尋ねになりましたけども、さきの議員のときにもお答えしましたけども、後年度にやる工事、例えば公園の部分の整備工事であるとか広場、駐車場の整備であるとか、ああいう部分について施工を保留をさせていただいて、第一義的に大目標であるごみ処理施設の運営ができる、可能になるようにやる工事がこの事業の目的でございますので、それを優先的にやらせていただくというふうなことでさせていただいた。

仮にご理解がいただけなくて、予算は認めていただいとるわけですけども、この変更契約が認められなかった場合については、改めて別途その施工について考えなくちゃいけないというふうなことだろうと思います。本来の目的であるその工事をやるということの大前提を考えて、実施をしていったということです。

それと、山留工なんですけども、そもそも軟弱地盤だから崩れるということではなくて、自立をさせる土、土の種類にもよるんですけども、例えば土を切っていったらその土の性質に合わせて安定勾配というのがありまして、例えば45度であったりとか60度であったりとか、岩盤ですと2分とか3分とかというのはあるんですけども、それに沿って切っていきますと、この16メートルもなりますと小段を設けてやるということになるんですけども、そうなってくると作業スペース的にもう困難になる。今、中井議員がおっしゃったように、リサイクルセンターを同時並行する作業スペースがとれなくなってしまうので、そういう意味で確保するために土留工を設置するというふうなことでございます。

それと、あと損害という話でお話をされましたけども、そもそも私どものほうがこういう条件でこの工事をやってくださいということが落札後に変更になったということで、変更契約、契約書の第24条に規定しております内容でその追加費用、増加する費用については発注者側が持つという規定になっておりますので、今回1.4メートル敷地造成高が入札後において高くなったわけですから、それに伴って増加する費用は組合が持つというふうなことでございます。

24条に書いてありますが、要求水準書等で発注者がなした指示、要求水準を変更する場合には、その変更起因して受注者に発生する増加費用及び損害については発注者が負担するものとするというふうなことで、増加する費用を今回見込むというふうなことでございます。要は損害ではないということでございます。

それと、試運転が本当に必要なのかというお話ですけども、ものには何でもならし運転が必要で、そのならした後に本当に我々が求めている性能が発揮できるのかというふうなことを確認する必要があると思うんですけども、それが試運転ということになるんですけども、これは要求水準書の中で試運転はこういうふうにしなさいということをお願いしております。

今申し上げましたように、試運転については単体の機器調整をやって、無負荷の運転をやって、負荷運転をして、私どものほうが求めている性能が本当に満足できるかどうかの試験をやってその証明を出しなさいというふうな形で、負荷運転については例えばリサイクルセンターにおいては2日以上予備性能試験を行ってからその性能の確認書を出しなさいというふうな要求水準書を出しておりますので、法で決められてるとかどうとかではなくて、私どものほうがそういう要求を出していたというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 要はあれですね、山留工なるものは追加でもう既に現場がそれを予測してやっておる。

もう先はまあ工期を短くしようと。現場の努力もよくわかる。けども、実際にきょうここに予算が契約書が上がって、それをお認めいただいてからというような話じゃないわけで、実態は。だからその議会との関係を私は言っとるわけです。現場がそれは当然でしょう、そういうことでやられるのも。けどもだったらその議会に対して、いや、こういう形でもういわゆる早くさせてほしいと。そうせんと、できるだけ工期を短縮したいという思いはそれは、何でこんなにおくれんねんという気持ちは私らかて持ってるわけですから、できるだけ早くしてあれしたらどうやということとは常日ごろからやっぱりあるわけで、だからそこら辺の議会に対してやっぱりきちっと説明なさることが、そんなはつきり言ったら時間もなかったのですかということを知りたいですよ。そのことを言っとるわけです。現予算でやれるから何もあれだったとか、そういう話じゃないと思いますよ。やっぱり努力なさっとるわけですから、その報告をきちとなさってやるべきじゃなかったかなということを言っとるわけです。そういうことですから、ひとつしっかりと答えていただきたいなと思います。これからの中でも、当然そういうことが発生してくるだろうなと私は思っています。

そしてその関連で、安定勾配というのは何ぼなんですか。この現場の土の場合は。土の質によって安定勾配がこれだけになって、要は工事のスペースもできて、その結果、1カ月間要は短縮できますよという話ですから、安定勾配といったら一体何ぼを予定されとるのか、それをお尋ねいたします。

それから、この2番の直接基礎部というのは、実際にこの内容というのはどういうことなのかなと。それもちょっと説明をしていただきたいと思ひますし、ことしの2月の4日、たしか説明会があったと思うんです。資料に基づいて、タクマの方がスライドに基づいて説明をしていただきまし

た。そういう中でちょっとやりとりがあったんですけども、短期間に1.4メートルも土を盛り土して、実際に後の地盤は大丈夫かと。自然転圧といって1年や2年放っておく場合もあるわけですね、これ。そしたら要は当局のほうは割れ目、ひびなりが入るかもわかりませんというようなお話をしてたんですよ、程度のことは。陥没するとかそういうことはないにしたらって。そういったところはどのくらいでしょうか。今、この1.4メートルをかさ上げすることによって地盤がやっぱりしっかりしているのかどうなのか。建物がひっくり返るだとかそういうことはないと思うんですけども、そういったところについてはどのような思いで見られているのか。どうなんでしょうか。

それから、リサイクルセンターの負荷運転というのは具体的にどういうことをやるんでしょうか。その点、例えば破碎機だとかそういうものを動かしたりだとか、実際にそういうことを言うんでしょうか。具体的な負荷運転とはどういうものなのか、お尋ねをしたいと思います。

それでこの負荷運転が、結局当局のほうにそういう仕様を出してやらなきゃならないですよという指示をしますよと。クリーンセンターの試運転の場合は、これは法的にも根拠がありましたかね。ただどタクマなるものはもう全国でこういう施設をやつとるわけですから、特別そんなもんが今さらなぜ必要なのかなと。同じことをやつとるのに、これまでに十分実証されて何も問題がないからそういう実績も買って、その方がめでたくこの工事に入られるということになつとるわけですから、期間を短縮されるつもりだったらそういうものも本当に必要なのかなという思いもするわけですけど、その点はどうでしょう。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、工事の手順につきましては、先ほども担当が答弁いたしましたように予算の説明の際に議会でちゃんと説明をいたしておりますので、一度議事録をご確認いただければなというふうに思っております。

それから、事前着工という言い方をされておりますが、正確に言うと事前着工ではありません。今回の変更は金額の変更だけです。今、既に既存の契約はお認めいただいている、その中で工事の具体的なやり方についてはその契約の金額が変わらなければ、これは言うなれば現場と当局側とで議論をして変えることがこれはできます。今何をやってるかという、急がなくてもいいものをいわず留保して、それをとりあえずやらないことにして、そして今の契約の中で可能だということにしていますので、実は事前着工ではない。

例えば別の例でいきますと、保育園を建てるとして建物を建てるのと、あと外構で植栽をするというような工事がある。ところが、建物本体について重要な何か変更が出てきて工期が膨らむ。工事費が膨らむ。それでももちろんその膨らむ分を予算でいただいて、議会の議決をいただいてやるという方法もあれば、急ぐ場合には議決がなくてももともと全体の工事費は契約の中で決まっていますので、したがって例えば植栽は今回しばらく留保しておいて、そしてその植栽の金額で対応できるのであれば本体のほうの工事を変えていく。最終的にやっぱりでも植栽は要ということであれば、その植栽部分についてはこれを変更する必要がありますから、もし議会が途中でその工期の契

約の変更を認めないのであれば、終わった時点で残ってる植栽についての議案を新たに上げるという、こういう手順をとります。

ということでございますので、その意味では正確に言うと事前着工ではないということをご理解賜りたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） まず、このごみピットの周りを掘削してるわけなんですけども、この土質からいきますと安定勾配は3分。1メートル掘ると30センチ広げるということになります。掘削深が16メートルありますので、途中8メートルのところで1.5メートルの小段を設けますので、全部合わせますと垂直に掘った場合と開削工法で掘った場合では6メートル30余分にスペースが要るようになります。これを土留工を打つことによってその6メートル30の部分作業スペースとして利用できますので、同時にリサイクルセンターのほうも工事が着工可能ということになります。

それと、直接基礎のご質問がありました。計画地盤から支持層までが深い場合はくい基礎を使います。計画地盤から支持層が浅い場合はくい基礎を打ちますと非常に無駄が生じますので、そういった浅い場合は直接基礎で支持地盤まで到達する、そういった構造をとっております。

それと、盛り土をしてすぐに工事してるから後で沈下とかの心配がないかというご質問がありましたけども、密度管理につきましては基準に基づいた形で現場の盛り土を行っておりますけども、本来であれば議員おっしゃったようにある程度期間を置いてから建物のほうの建築工事に入るのがふさわしいと思いますけども、今回の場合につきましては既存施設の耐用年数、それから財源的な問題等を踏まえた中で、直ちに工事に着手しなければならないという事情がありました。

建物本体につきましては、支持ぐいあるいは直接基礎を支持層まで打ってますので沈下という心配はありませんけども、流用土を用いて盛り土をした箇所につきましては今後沈下がゼロではないと考えられることから、場内の道路あるいは側溝につきましては多少なりとも影響が出ることは全くゼロではないというふうに考えておりますけども、それが致命的な損傷になるというようなことは考えておりません。以上です。

○議長（木谷敏勝） 谷局長。

○事務局長（谷 敏明） 試運転のことでお尋ねをいただきましたけども、議員のご指摘の処理施設性能指針のことを話題にされましたけども、これは何度も議会で議論されていますけども、この指針自体は廃棄物処理施設整備国庫補助事業にかかわる処理施設性能指針ということで、交付金が当たるためにはこういう条件の能力を持った企業等でなかったらだめですよというふうな話でございまして、それはタクマグループでは300以上の実績があつて、性能指針の実証施設を持ってる、実用施設を持ってるというふうなことでこの基準は満足しとるというふうなことですし、今回の言っている性能、試運転というのとこれとは全く異質なもんでございますので、それはご理解いただきたいというふうに思います。

今回のクリーンセンターでいいますと、180日程度のクリーンセンターができますと単体の機器調整、無負荷運転、乾燥だき、負荷運転、性能試験及び性能試験結果の確認、正式な引き渡しという

ふうなことの試運転期間が最短で150日というふうなことで、要求水準の中で求めているというふうなことでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。（発言する者あり）

今求めておりますのが、クリーンセンターにつきましては単体ですとやっていくわけですが、負荷運転については事業者は引き渡し性能試験の前にクリーンセンターにあつては5日以上試験をやりなさいというふうなことでございますし、その引き渡しの性能を全て満足するというふうなことで、引き渡し性能試験については本組合が承諾した実施設計図書の処理能力曲線に見合った処理量を確認するために各炉について連続24時間以上の計測を実施するというふうなことで、排ガス等につきましても確認する項目というのがごみの処理能力、排ガスのそれぞれの濃度、排水処理あるいは飛灰、焼却灰の処理物、あるいは悪臭、騒音、振動、排ガスの温度等々細かなことまで要求水準で求めておりますけれども、こういうものを確認をする。言うなれば最終の項目の中で確認をして引き渡しを受けるというふうなことで、要求水準の中で求めているということでございます。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員、3回目になります。

○中井次郎議員 答弁ありがとうございました。

私の聞いたのは、リサイクルセンターの負荷試験のほうなんです。内容をちゃんとどういう、例えば破砕機を動かしたりだとかいろいろなことをおやりにならなったら、実際に使ってみて後で大変なことになる場合もあるわけで、その点をちょっとお尋ねをしたいなと思っています。本当に300例からの施設をつくっておられて、そういうものが必要になるのかなど。住民にとっては確かに火災が起きたりだとかそういった事例もありますから、安全に運転するというのはこれはもう当たり前なんですけど、その具体的なあれをしていただきたいと思います。

要は、盛り土の短期間の工事がやむを得なかったと、1.4メートルあれしても。基礎ぐいだとかそういうものがあるので、建物が恐らく岩にまで持たせているんでしょうからそんな倒れるようなこともないだろうなと。しかしながら、あの地盤についてはやっぱりまだ不安のところがあるというのが実際のところだと思います。そこら辺は一体どんな形で対応なさるのかということだと思うんです。それをちょっとお尋ねします。

それから、山留工のことで、管理者はいろいろと工法などについても、当然金額の中であればそういうやり方について現場と話をしてできるんだというようなお話でした。それで保育所の例を挙げられたんですけども、ここはちょっとそういう類いの問題ではないと私は思っています。土が本当にあれだけの3万5,000立米というのは1億8,000万からと大変な増額を必要となるような大変な工事になったわけです。それを、いやいや、金額の範囲内だからそれはそれで当局に任せてくれとか、そんな話だったら議会なんて要らないわけで、やっぱりきちとした議会に説明をして、こういう工法をとってこれだけのボーリングをして、それからこういうことで安心して任せてくださいよと。その積算根拠はこうですよ。これが普通のあり方なんです。何もそんなもん、地上に家を建てるような問題じゃないですよ、保育所なりね。こんだけ大変な場所に予測もつかないような土地の土質のところです。安定勾配も大変なこれ勾配とらなったらあかんような土の質ですからね。

また本当にこれ追加の費用が出るかもわからないでしょ、実際のところ言っただけで、そのときも金額的にお認めいただいた金額だから、その範囲内だから何も問題がないだとか、そんな話で済まないでしょ。こういう工法をとるから任せてくれというのが本来のあり方じゃないですか。山留工なんて私らだって初めて聞いた話でね、期間は長くなるばっかしだと思っただけで、ところが短縮するというから、これはめでたい話だということになってくるわけで、だからそういったところまでやっばりきちっとした対応をしてほしいなとは思っています。場所が場所だけに、それで本当に365日24時間もずっと稼働しなきゃならないような施設ですからね。その点について、余りにも何か保育所の例と比べられたけども、認識がちょっと甘過ぎるんじゃないですか。議会に対する対応が余りにも僕は欠落してると思いますけど、その点を教えてください。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 誤解されてるだけだというふうに思います。工事費が全体として膨らむことについてはご説明を申し上げて、予算は既に通っております。そして契約自体も最終的に金額が膨らみますので、今回その議案を提出をいたしております。そして工事の順番としてくい長目に打つということについてもさせていただきましたが、既にご説明をいたしております。

問題は、その先にやるのが法的にどうなのかということが問題なわけで、あるいは議会の議決が要る事項なのかどうかということが問題なわけでありまして、さっきから申し上げていますように今90何億かの既に契約があつて、その中で工事のやり方そのものはその範囲内であればこれは自由に変えることが、自由と言ったら語弊がありますけれども、議会の議決を経ずにやることはできます。でも、金額が膨らむことについてはこれは議会の議決なしにやってはなりませんので、わかりやすい例としてさっき言いましたような植栽の話をしていただきました。同じことなんです。その工事が難しいか難しくないかということがあつたとしても、要は最終的に植えなければいけない木を100本植えますというのを10本に抑えれば、残りの90本分で今必要な工事ができるとすると、工事をその中でやることは何ら問題はない。ただ100本を植える予定にしてまして10本に抑えてますから90本はなくなりますので、したがって予算は当然増額の議決も得なければいけないし、契約自体も90本分を増加させることになりますから、順番としては、90本をふやすことの理由というのはそもそも別の工事があるからであつて、ちゃんと議会にも説明をしていますので、ということをお願いしております。したがって、事前着手ではない。議会でも説明申し上げます。

そして、予算がなぜ膨らむかということについても誠実にお話をしているところです。以上です。

○議長（木谷敏勝） 地盤沈下を無視した場合の対応というのは、

澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 地盤沈下のことをご心配されておりますけれども、まず造成工事、組合側で発注した造成工事につきましては26年の12月に終わっております。それから今回、今の施設建設業者のほうの外構工事は28年の1月の中旬より外構の工事を着手する予定としておりまして、造成してから1年以上の間は確保できてるという状況であります。

そしてまた、今の建築プラント工事においても掘削残土等が発生してそれを盛り土にするわけな

んですけれども、そういった盛り土についてはセメントをまぜて強固なものとして盛り土を行っているという状況でありますので、議員がおっしゃっていますように沈下ということは全くゼロではないんですけれども、多少なりとも場内の道路あるいは側溝は多少影響が出る可能性はあると思いますけれども、それは最小限の影響で終わるものというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 谷局長。

○事務局長（谷 敏明） リサイクルセンターについて説明が欠落してたというふうなご指摘ですけれども、無負荷運転というのはそもそもリサイクルセンターで処理のフロー図を見ていただいていると思うんですけれども、例えば不燃性粗大ごみという分別されたものについてはまずコンベアで上に上げていって、低速の破碎機であったりとか高速の回転破碎機をかけて、次に鉄磁選機を通して粒度選別機を通してアルミ選別機を通してそれぞれ鉄分、アルミ分、可燃分、不燃残渣というふうな種別に分けていくわけなんですけれども、そういう系統がうまく連動して動くかというのをごみを投入しないで調整をしていくという運転をする。そしてそれが連動がうまくいくということであれば次に実際にごみを入れてみて、それが順次うまくいくかというのを確認をした後に、最終的には性能引き渡しとしてその自体私どもが求めている能力以上の稼働がきちっとできるかという処理能力を確認したり選別の能力、選別純度、例えば鉄だったら何%以上は回収できるようにしなさいという純度の基準を設けてるわけなんですけれども、鉄だったら95、アルミだったら90%以上というふうなことを求めているんですけれども、そういう能力があるかどうかというふうな確認をするというふうな、そのほかいろいろとありますけれども、そういうようなものを性能試運転の中で確認をしていくというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 以上で中井次郎議員に対する答弁は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 先ほど、管理者は大変苦しい答弁されました。私、長いこと議員やっとなんですけど、予算内であれば何でもできるかのような乱暴な論議聞いたのは初めてですね。予算主義なんです、何でも。予算の根拠があって提案されるわけですから、余りにも考え方が違い過ぎる。植栽、花の問題ではないわけです、木の問題ではないわけですね。基本的な構造物に関する問題ですから、ぜひその辺の認識をそれでいいのかどうか改めて考えてほしい。

それから事前着工、これ事務局、何か独走のような感じがしてならんわけですね。先ほどの話を聞いてると、管理者との連携もどうもできていないような感じなんですね。事務局独走と言われても、何かしようがないようなことが起きてませんか。非常に残念ですよ。

議会はあなた方をチェックするためにあるわけですから、やはりそれぞれ何か案件があれば報告するという大前提を持っていい施設をつくってほしい、いい施設を。200億かけて運転、ランニングコストも向こう20年ですか、そういう莫大に費用かけて施設つくるわけですね。ぜひ本当に安心できる施設、そういうのはどうあるべきか。それは小手先の工事でなしに、やはり議会も含めて、住民も含めて理解していただいている工事ができる、そういうやり方をやるべきじゃないですか。ぜひ

ひそういう視点でやっていただきたい。

多少工期が延びても、お金はやはりかけない。コストをいかに下げていい施設をつくるか。もちろん工期が延びるわけですけど、多少延びてもしゃあないというぐらいのつもりでいい施設をつくってほしいと思うんですよ。ぜひ急いでやるというんじゃなしに、もうここまで来たらきっちりいい仕事をやっていただきたい、連携していただいてね。そういう視点をぜひ持っていただいて、向かっていただければと思っております。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） ご質問だったのかどうかよくわかりませんが、まず前段部分ですけども、繰り返しのようなんですけれども、議会には繰り返しますけどちゃんと説明しております。そしてこういう理由でこういう工法をするので、全体の予算額、契約額が膨らみますということも説明をしています。これも繰り返しになりますけれども、くいを長目に打つということについても、それをさせていただきますということも説明をいたしております。

それで問題は、そのことが法的に許されるのかどうかという議論をしているわけで、そのことは契約の範囲内で行えるという、可能だということを示したところで。

これはまた別の例でいきますと、例えば玄関のドアを非常にいいドアにしようとした。値段が高くなる。その分どうするかというと、こっちのタイルのレベルを下げて、そして普通は予算内に納める。そういった作業をしますけれども、そのことを一々議会には説明をいたしません。また、議会の議決が必要なことでもありません。

しかしながら、今回はそのような単純なものではなくて、実際にそういったことでは吸収できないほど多くの予算が要りますので、補正予算を提案をしてお認めをいただいております。その理由もご説明をいたしております。

繰り返しますけれども、その上でしかし今の予算の範囲内で可能な変更については、つまり工事のやり方の変更についてはこれは管理者の側の権限でございますので、そのことをやってるというそういう説明を申し上げたところで。

それから、私と事務局との間に何もそごはございません。任せるものは任せればそれでいいわけでありまして、事務局は適切な対応をしてくれているものこのように思います。

それから、工期が遅くなればいいとおっしゃいますけれども、工期がこのまま延びれば当然経費がかかってくるわけでありまして、そのこと自体、例えば現場のガードマンを雇う費用が要ったり、それからさまざまな機械を借りるためのリース料が発生をしたりいたしますので、工期が単純に延びてもということにはならない。もちろん議員が一番関心のおありになるようにいい施設をちゃんとつくるといことはそれはもう当然のことでございますので、そのことはもう大前提としながら作業を進めさせていただいているところで。以上です。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 工期が延びることによる費用と、工期をできるだけ当初の目的どおりにやるそのための費用とどっちが安いんですか。比較されたんですか。比較もせずに、そういう論法はないでしょ

う。

それから、何か植栽も何もかんにも一緒に、議会というか行政は予算主義なんですよ。何でも予算が通ったら範囲内の変更は自由だと。こんな間違っただけの考え方はぜひ改めていただきたい。私、聞いたこともない。そのために補正するんでしょ。これは要らない、これは要る。そういう管理者の好きなようにできるような、そういうもんじゃないですよ。そのための議会があるんですよ。ぜひ認識を改めていただきたい。

ぜひそういう延ばす費用、それとも目的どおりに実行する費用、そういったものが我々には全くわかりません。ぜひそういったところの今日に至るいろんな場所選定から地盤の軟弱さ、そしてコンサルの土量の計算の仕方のミスといいますか、3万5,000立米ふえたというそういう説明、ことごとく理解できないわけですね。つまりどこに問題があるのか。そういった反省が私は必要だと思うんですよ。どうですか、管理者。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私は、西村議員こそ認識を改めていただく必要があるのではないかと思います。

もちろん西村議員が個人で私たちの提案について納得できるかどうか、それはまさに議員のご自由でございますけれども、少なくとも議会としては全て承認をいただきながら、全体としての議会としてはこれは理解をいただきながらやってきてる。そのことについては、ぜひご理解賜りたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 質疑はよろしいですか。もう最後の質疑になります。議案に対する質疑をお願いします。

○西村銀三議員 さっきの費用の答弁が出てないです。ちょっと教えていただけませんか。もうこれ2回目の……。

○議長（木谷敏勝） 3回目です。

○西村銀三議員 さっきの2回目の質問が出てないんです。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷局長。

○事務局長（谷 敏明） そもそも問題なのは、まず3万5,000立米の土が残土として発生するという時点に戻りますけれども、この処理をするのにどうしたらいいかという議論のときに、場内処分あるいは場外に出すという議論と、一番重きに置いたのは全量ごみ受け入れを28年の4月1日からできるかどうかという観点から既存の3施設の運営費を考えていきますと、それを継続的に処理をする。当然人件費等もありますので、かなり莫大な金がかかってくるということです。28年の4月1日に運転稼働するための方策としてどのような方法があるのかという議論をしていただきまして、最終的にはもう4月1日からの今の1億8,576万円という費用をもってしてもはるかに安いという結論の中で、そういう方向性を見出して議論をして決めていったというふうなことでございますので、今、正確なその当時の額の資料を持ち合わせておりませんが、そういう議論の中でそういう方向が決定したということでございます。

○議長（木谷敏勝） よろしいでしょうか。

○西村銀三議員 はい。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員の質疑を打ち切ります。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 2番、谷口です。

第6号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約について、反対の立場で討論いたします。

今議案は、進入道路・敷地造成工事に伴う残土処分のための敷地地盤高1.4メートルかさ上げしたことによるくい基礎、直接基礎部の追加と山留工の追加工事、そしてリサイクルセンター試運転期間の追加費用など、契約額を1億8,576万円増額するものであります。

そもそも3万5,000立米のこの残土でありますけれども、これまで私たちが幾度も指摘をしてきました当該地については安山岩で崩れやすい北但層群、さらに日本環境衛生センターが指摘した初生地すべりの危険性がある。こういった軟弱地盤であるので、この建設用地は適してない、白紙に戻せという指摘を無視した結果であります。

さらに、今回工期短縮のためと称して新たに1億1,000万円以上使って山留工、こういった工事を設置するなど、これは費用対効果、費用は幾らでもかかってもいいというこういった考え方では問題外であろうかと思えます。

さらに、リサイクルセンターの負荷運転のこの関係でありますけれども、当然完成品を手元にいただく場合、当然負荷がかかって当然オーケーが出なかったら後でも結果的に正式なものが受け入れるかどうか。これは当然のことです。当初計画に含まれているべきもので、もし要求水準書がそれをクリアしてないとすれば、これはまたそれ自体が問題でなからうかと思えます。

そういう意味で、これをいろいろ見ますと業者がいろいろと理屈をつけて工事を追加した契約としか映りません。今回の増額契約は、いずれもDBO契約の範囲内であろうと私は思っております。追加理由も認めることはできません。

さらに、今回のこの議論の中で、質疑の中でいわゆるこの事前着手というこういう部分があります。管理者はいろいろと説明をされましたが、金額の変更だけだから問題がないというふうなことが言われましたけれども、当然金額の変更があるからこそこの契約の締結の議案を議会に提案して、そこで議会のいわゆる同意をつけてしなきゃならないというのはこれは原則でありますので、もうそういったことを無視されるような議論というのは到底受け入れることはできません。

よって、第6号議案につきましては承認することはできません。反対をします。どうか議員各位の皆さん、ご賛同いただくことを心から求めまして反対討論といたします。以上です。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

5番浅田徹議員。

○浅田 徹議員 5番、浅田でございます。

ただいま議題となっております第6号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について、賛成の立場で討論をいたします。

本案につきましては、予算との妥当性については本年2月に可決成立した平成27年度当初予算において本年度分の予算計上とあわせて28年度までを期間とした3,221万3,000円の債務負担行為の設定を議決しており、予算の確保は既になされております。

また、契約の金額につきましては、敷地造成高さが1.4メートル高くなったことによるくい基礎等の建設費の増嵩、工期短縮のための山どめ範囲の増嵩、またリサイクルセンターの運転期間がふえたことによるものであり、28年の4月のごみ全量受け入れに向けた施設整備のためにはいずれも必要不可欠な工種でございます。

既存施設の老朽化なども見据え、安全確実な廃棄物処理を行うために新設の稼働目標を平成28年度と定めているものであり、着実に事業を推進するため、今回提案された第6号議案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

（討論なし）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

これより第6号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について、起立により採決いたします。

本案は、原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木谷敏勝） 起立多数であります。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（木谷敏勝） 以上で今期臨時会に付議されました案件は議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） ご異議なしと認めます。よって、第93回北但行政事務組合臨時会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午前11時29分

〔議長閉会挨拶〕

○議長（木谷敏勝） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期臨時会は、管理者提出案件につきまして慎重にご審議を賜り、適切妥当な決定を得まして議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、組合運営のためまことにご同慶にたえないところで

ございます。

議員各位のご精励とご協力に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼申し上げます。

議員各位には、これから6月議会定例会を迎えられ何かとご多忙と存じますが、くれぐれもご自愛くださいましてご活躍賜りますようご祈念申し上げ、簡単粗辞ではありますが閉会のご挨拶といたします。

管理者から挨拶がありますので、お聞き取りください。

[管理者閉会挨拶]

○管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、私から1件の案件を提案させていただきましたが、原案どおり適切なる決定を賜り厚くお礼申し上げます。

施設の運営では、就業される職員のうち監督職候補の6名の公募がハローワークを通じてこの5月から始まりました。7月には、地域の皆様に親しまれるような施設名称の公募をいたします。

また、施工が本格化しています施設建設工事では、6月には発電等に利用するボイラーの設置、9月にはごみ投入ホッパーの設置、10月には焼却炉の築炉に着手する予定となっております。今後現場での安全な施工に十分配慮した上で、建設企業と連携を密にし工程調整を行いながら、平成28年4月からのごみ全量受け入れを目指し着実に事業を進めてまいります。工事期間中は地元や周辺の方々にご不便をおかけすることもあるかと存じますが、事業推進に格段のご理解をお願いするものです。

議員各位におかれましては、今後とも着実な事業進捗に向け格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。